

茨城労働局発表
令和6年12月20日(金)

報道関係者 各位

【照会先】

茨城労働局職業安定部職業対策課
課長 神原 恵子
地方障害者雇用担当官 黒澤 嘉美
電話 029(224)6219

令和6年「障害者雇用状況報告」の集計結果を公表します

茨城労働局(局長 澤口 浩司)は、このほど、茨城県内の民間企業及び公的機関における令和6年6月1日現在の障害者雇用状況を取りまとめましたので公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)では、事業主等に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.5%)以上の障害者の雇用を義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、障害者の雇用義務のある事業主等に対し、令和6年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について報告を求め、集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

- 1 【民間企業】[法定雇用率2.5% ※本年3月までの法定雇用率は2.3%]
 - 雇用障害者数、実雇用率は昨年より増加【次ページのグラフ参照】※()は前年の値
 - ・雇用障害者数は6,715.0人(6,650.0人)で、対前年比1.0%増、65.0人増加
 - ・実雇用率は2.33%(2.32%)で、対前年比0.01ポイント上昇
 - ・法定雇用率達成企業の割合は45.6%(51.5%)で、対前年比5.9ポイント低下
- 2 【地方公共団体】[同2.8%(2.6%)、県の教育委員会は同2.7%(2.5%)]
 - 茨城県の機関は5機関中、5機関全てで法定雇用率を達成
 - 茨城県教育委員会は法定雇用率を達成
 - 市町村の機関は、52機関中41機関で法定雇用率を達成(なお、未達成機関のうち9機関については、12月1日までに法定雇用率を達成)※()は前年の値
 - ・茨城県の機関：雇用障害者数267.5人(242.5人)、実雇用率3.54%(3.25%)
 - ・茨城県教育委員会：雇用障害者数556.5人(504.0人)、実雇用率2.89%(2.64%)
 - ・市町村の機関：雇用障害者数804.0人(764.5人)、実雇用率2.83%(2.73%)
- 3 【独立行政法人等】[同2.8%(2.6%)]
 - 17機関の全てで法定雇用率を達成。※()は前年の値
 - ・雇用障害者数782.0人(749.0人)、実雇用率3.16%(3.04%)

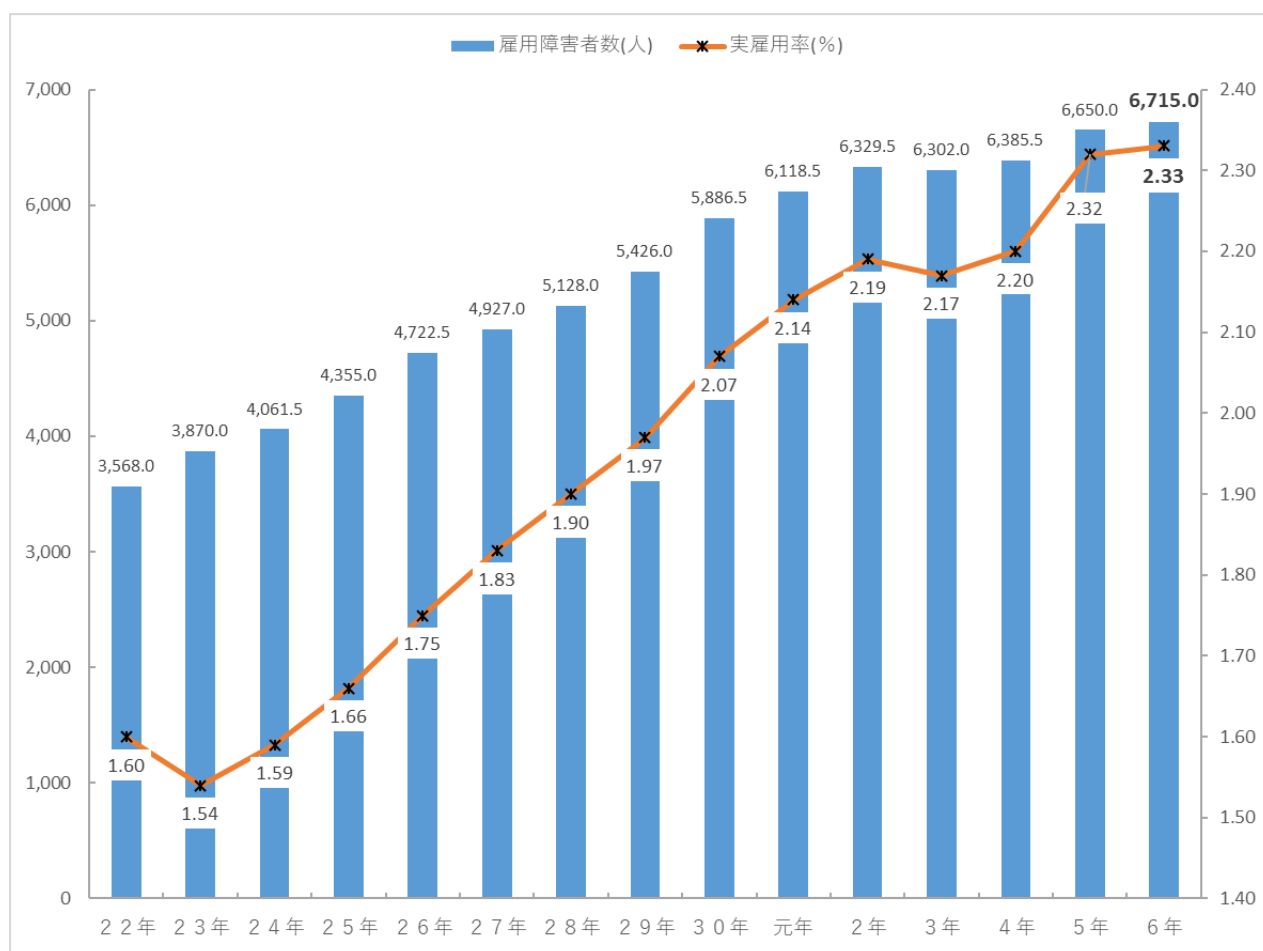
茨城県の「障害者雇用状況」報告集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

（1）雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合（別添第1表）

- ① 民間企業（40.0人以上規模の企業、法定雇用率2.5%）における雇用されている障害者数は6,715.0人で、前年より1.0%（65.0人）増加した。
- ② 雇用されている障害者のうち、身体障害者は3,519.0人（対前年比1.1%減）、知的障害者は1,750.0人（同2.7%減）、精神障害者は1,446.0人（同11.8%増）となった。
- ③ 実雇用率は2.33%（前年は2.32%）、法定雇用率達成企業の割合は45.6%（同51.5%）であった。

民間企業の雇用障害者数と実雇用率の推移



(注)平成22年7月、平成30年4月、令和5年4月及び令和6年4月において、雇用障害者数のカウント方法が見直されるなどの制度改正が行われているため、各年度の単純比較はできないものであること

(2) 企業規模別の状況 (別添第2表) ※ () は前年の値

- ① 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、今年から新たに報告対象となった常用労働者数が40.0～43.5人未満規模の企業では138.5人であった。また、従来から報告対象であった企業を規模別に見ると、43.5～100人未満で1311.5人(前年は1,200.5人)、100～300人未満で1,947.5人(同2,082.0人)、300～500人未満で856.5人(同891.0人)、500～1,000人未満で854.0人(同806.5人)、1,000人以上で1607.0人(同1670.0人)であった。
- ② 実雇用率は、今年から新たに報告対象となった常用労働者数が40.0～43.5人未満規模の企業では2.79%であった。また、従来から報告対象であった企業を規模別に見ると、43.5～100人未満規模企業で2.20%(前年は2.09%)、100～300人未満で2.13%(同2.29%)、300～500人未満で2.05%(同2.09%)、500～1,000人未満で2.48%(同2.39%)、1,000人以上で2.88%(同2.73%)であった。
なお、1,000人以上規模の企業は、実雇用率が法定雇用率を上回っている。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、今年から新たに報告対象となった常用労働者数が40.0～43.5人未満規模の企業では32.5%であった。また、従来から報告対象であった企業を規模別に見ると、43.5～100人未満規模企業で46.1%(前年は49.1%)、100～300人未満で48.1%(同53.9%)、300～500人未満で36.7%(同51.6%)、500～1,000人未満で54.5%(同55.6%)、1,000人以上で53.8%(同66.7%)であった。

(3) 産業別の状況 (別添第3表)

- ① 産業別についてみると、雇用されている障害者数は、「建設業」、「製造業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」の7業種が前年を上回っている。
- ② 実雇用率では、「卸売業、小売業」(2.58%)、「医療、福祉」(3.02%)の2業種が民間企業全体の実雇用率(2.33%)及び法定雇用率(2.5%)を上回っている。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合では、「製造業」(47.1%)、「運輸業、郵便業」(47.1%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(47.9%)、「宿泊業、飲食サービス業」(52.0%)、「医療、福祉」(54.2%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(48.5%)の6業種が、民間企業全体の法定雇用率達成企業の割合(45.6%)を上回っている。

(4) 法定雇用率未達成企業の状況 (別添第4表)

- ① 法定雇用率未達成企業は1,002社(前年は815社)であった。
- ② 法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人から1人である企業(1人不足企業)が、69.3%を占めている。
- ③ 法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は562社であり、未達成企業に占める割合は56.1%となっている。

2 地方公共団体及び独立行政法人等における在職状況

(1) 茨城県の機関[法定雇用率 2.8%] (別添第 5 表)

茨城県の機関に在職している障害者の数は 267.5 人で、前年より 25.0 人増加し、実雇用率は 3.54%と、前年に比べ 0.29 ポイント上昇した。

(2) 茨城県教育委員会[法定雇用率 2.7%] (別添第 6 表)

茨城県教育委員会に在職している障害者の数は 556.5 人で、前年より 52.5 人増加し、実雇用率は 2.89%と、前年に比べ 0.25 ポイント上昇した。

(3) 市町村の機関[法定雇用率 2.8%] (別添第 7 表)

市町村の機関に在職している障害者の数は 804.0 人で、前年より 39.5 人増加し、実雇用率は 2.83%と、前年に比べ 0.10 ポイント上昇した。

令和 6 年 6 月 1 日現在で、11 機関が未達成であったが、そのうち 9 機関が 12 月 1 日までに法定雇用率を達成し、残り 2 機関も達成見込みとなっている。

(4) 独立行政法人等[法定雇用率 2.8%] (別添第 8 表)

独立行政法人等に雇用されている障害者の数は 782.0 人で、前年より 33.0 人増加し、実雇用率は、3.16%と、前年に比べ 0.12 ポイント上昇した。

※ 法定雇用率及び雇用障害者数のカウント方法については、P 6 を参照

3 今後の取組み

茨城労働局・ハローワークでは、更なる障害者雇用の推進のために、以下の取組みを実施します。

(1) 法定雇用率未達成企業に対する指導、支援

法定雇用率未達成企業に対し、訪問等による指導、支援を実施します。

特に、障害者雇用納付金制度の対象外である 100 人以下の未達成企業や障害者を 1 人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）に対し、働きかけを強化します。これら企業においては、障害者雇用の経験・ノウハウの不足、障害者雇用の進め方に関する知見がないこと等が障害者を雇用する上での阻害要因となっているため、企業の状況やニーズ等を把握するとともに、障害者を支援する関係機関と連携し、障害者雇用への理解を求め、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着までの一連の支援（企業向けチーム支援）を実施します。

(2) 障害者就職面接会及び障害者ミニ就職面接会の開催

法定雇用率未達成企業に対して、障害のある方及び企業等が一堂に会する障害者就職面接会への参加を要請します。

また、障害者ミニ就職面接会を各ハローワークの会議室等で随時開催し、雇用率未達成企業における雇用機会の拡大に努めます。

(3) 障害者雇用優良中小事業主制度（もにす認定制度）の普及促進

令和 2 年 4 月より障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（通称：もにす認定制度）が創設・実施されています。

企業の人事担当者等を対象とした、認定企業の見学会開催等を通じて、もにす認定制度を普及させるとともに、障害者雇用への取組を推進していきます。

(4) 茨城障害者職業センター等関係機関との連携

茨城障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、同行紹介及び職場適応援助等の支援を、就職前後を通じて行うことで、着実な雇用に結びつけます。

(5) 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催

精神障害者及び発達障害者の雇用は近年増加傾向にあるため、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催し、企業や公的機関の方に対し、精神障害者及び発達障害者と共に働くために必要な配慮を学ぶ機会を提供します。

◎法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | |
|------------------|--|
| ○ 民間企業 …… | $\left\{ \begin{array}{l} \text{一般の民間企業} \dots\dots\dots 2.5\% \\ \text{(40.0人以上規模の企業)} \\ \text{特殊法人等} \dots\dots\dots 2.8\% \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{労働者数36.0人以上規模の特殊法人、} \\ \text{独立行政法人、国立大学法人等} \end{array} \right. \end{array} \right.$ |
| | |
| ○ 国、地方公共団体 …… | 2.8% |
| | (36.0人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 …… | 2.7% |
| | (37.5人以上規模の機関) |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

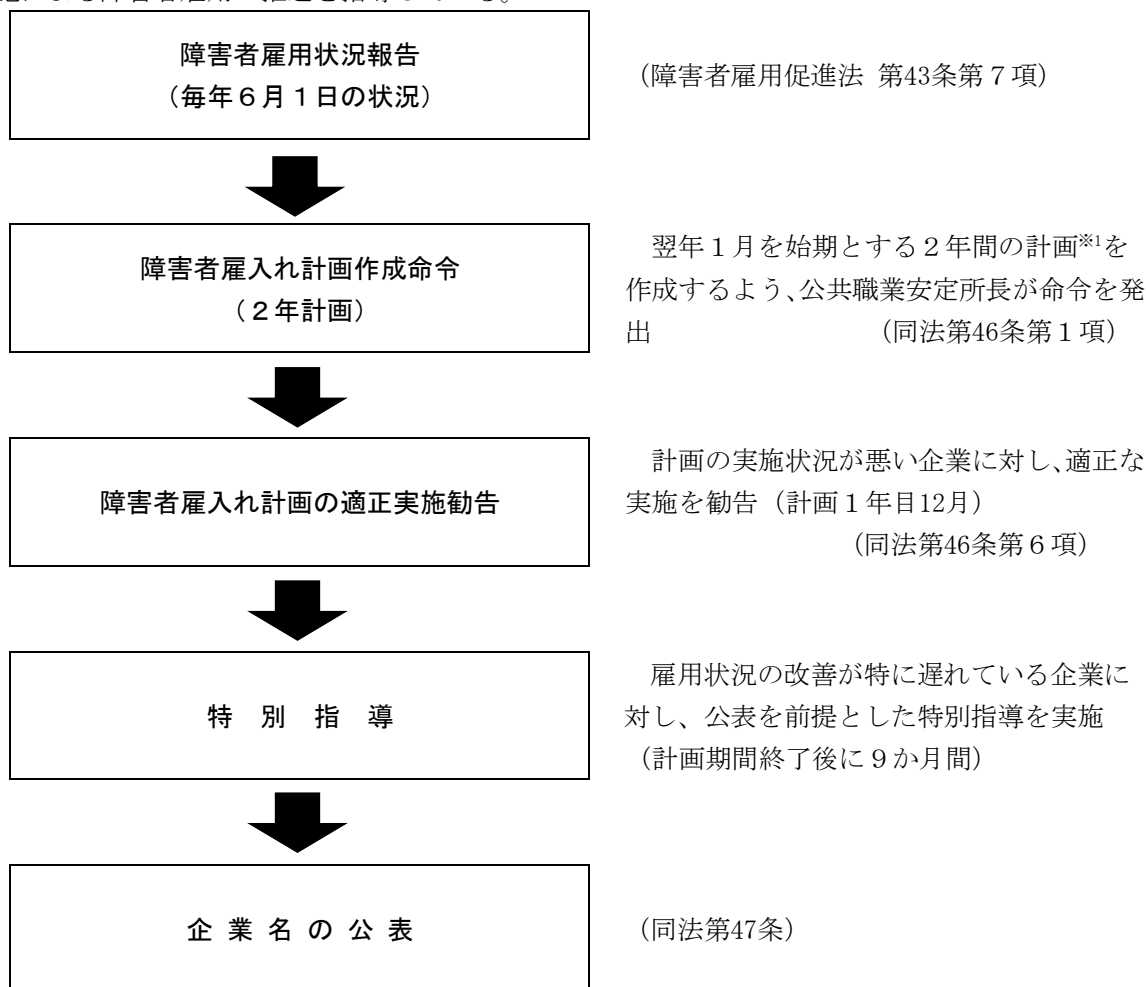
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[全国の指導実績]

- 令和5年度の実績^{※2}
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 219社
 - *障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 63社
 - *「特別指導」の実施 33社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 502社(令和5年度)
- 企業名の公表
 - 平成18年度 2社、平成19年度 1社(再公表)、平成20年度 4社、
 - 平成21年度 7社(うち1社は再公表)、平成22年度 6社(うち2社は再公表)
 - 平成23年度 3社(うち1社は再公表)、平成24年度 0社、平成25年度 0社、
 - 平成26年度 8社、平成27年度 0社、平成28年度 2社、平成29年度 0社、
 - 平成30年度 0社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社
 - 令和4年度 5社(うち3社は再公表)、令和5年度 1社(再公表)

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.41	0.08	46.0	△4.1	53,875	117,239
北海道	2.64	0.06	49.5	△3.6	2,088	4,218
青森	2.49	△0.06	51.6	△5.4	578	1,121
岩手	2.50	0.08	55.4	△3.8	605	1,093
宮城	2.39	0.10	49.4	△1.7	851	1,724
秋田	2.49	0.09	58.8	△5.4	521	886
山形	2.37	0.06	52.7	△4.5	550	1,044
福島	2.41	0.12	54.8	△1.9	901	1,645
茨城	2.33	0.01	45.6	△5.9	840	1,842
栃木	2.48	0.09	54.0	△4.3	815	1,509
群馬	2.35	0.07	53.2	△2.9	1,003	1,887
埼玉	2.47	0.05	45.5	△4.1	1,844	4,053
千葉	2.40	0.02	47.3	△5.3	1,490	3,150
東京	2.29	0.08	30.5	△3.9	7,626	24,995
神奈川	2.40	0.11	43.7	△2.9	2,409	5,512
新潟	2.45	0.07	55.2	△5.3	1,204	2,182
富山	2.36	0.04	49.4	△6.2	575	1,165
石川	2.61	0.12	52.6	△3.1	666	1,266
福井	2.61	0.03	56.7	△3.4	476	839
山梨	2.37	0.12	57.4	△3.4	405	705
長野	2.47	0.05	54.7	△7.6	1,050	1,918
岐阜	2.53	0.06	53.0	△3.2	950	1,794
静岡	2.43	0.06	51.4	△4.0	1,765	3,433
愛知	2.36	0.08	46.5	△5.0	3,459	7,434
三重	2.52	△0.04	57.6	△4.3	822	1,426
滋賀	2.66	0.14	54.1	△5.1	560	1,036
京都	2.43	0.06	48.7	△5.0	1,059	2,175
大阪	2.44	0.09	41.7	△4.4	3,982	9,543
兵庫	2.47	0.11	47.9	△4.3	1,893	3,948
奈良	3.00	△0.06	60.5	△4.7	454	750
和歌山	2.78	0.07	59.0	△5.3	413	700
鳥取	2.56	0.09	61.1	△3.1	316	517
島根	2.89	0.06	66.3	△3.3	443	668
岡山	2.58	0.00	50.8	△5.2	872	1,718
広島	2.54	0.06	49.1	△2.9	1,295	2,636
山口	2.77	0.00	54.4	△4.1	562	1,034
徳島	2.42	0.02	57.6	△5.8	323	561
香川	2.31	0.12	55.2	△1.9	535	970
愛媛	2.57	0.06	50.2	△4.5	594	1,183
高知	2.53	0.02	55.7	△7.9	338	607
福岡	2.43	0.05	47.5	△5.0	2,120	4,463
佐賀	2.87	0.07	62.6	△5.3	446	712
長崎	2.88	0.03	57.4	△4.8	652	1,135
熊本	2.59	0.07	53.1	△6.3	779	1,466
大分	2.77	0.05	60.8	△4.3	598	984
宮崎	2.87	0.21	63.5	△2.0	596	939
鹿児島	2.66	0.04	57.2	△3.8	826	1,444
沖縄	3.39	0.15	60.0	△5.2	726	1,209

障害者の雇用状況

茨城労働局職業安定部職業対策課

令和6年6月1日現在の「障害者雇用状況報告」結果概要は次のとおりである。

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.5%）

県内に本社を置く従業員規模40.0人以上の企業を報告対象としたものである。

報告対象は1,842企業で、雇用されている障害者数は6,715.0人、実雇用率は2.33%、雇用率達成企業の割合は45.6%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第1表 民間企業における障害者雇用状況

区分 調査日	企業数	法定雇用 障害者数の 算定の 基礎となる 労働者数	身体障害者					知的障害者					精神障害者			N 身体計 (A×2+B +C+(D +E)×0.5)	O 知的計 (F×2+G +H+ (I+J)× 0.5)	P 精神計 (K+L+M× 0.5) (注5)※	障害者数 合計 (N+O+P)	実雇用率	雇用率 達成 企業数	達成企業 の割合
			A 重度身体 障害者	B 重度身体 障害者 以外	C 短時間 重度身体 障害者	D 短時間 重度身体 障害者 以外	E 特定 短時間 重度身体 障害者	F 重度知的 障害者	G 重度知的 障害者 以外	H 短時間 重度知的 障害者	I 短時間 重度知的 障害者 以外	J 特定 短時間 重度知的 障害者	K 精神 障害者	L 短時間 精神 障害者 (注3)※	M 特定 短時間 精神 障害者							
令和6年6月1日	1,842	287,920.5	1,021	1,196	159	187	57	261	1,035	60	251	15	781	626	78	3,519.0	1,750.0	1,446.0	6,715.0	2.33	840	45.6
令和5年6月1日	1,680	286,022.5	1,047	1,186	175	208		271	1,035	74	294		713	580		3,559.0	1,798.0	1,293.0	6,650.0	2.32	865	51.5

第2表 民間企業における規模別障害者雇用状況

区分 規模別	年度	企業数	法定雇用 障害者数の 算定の 基礎となる 労働者数	身体障害者					知的障害者					精神障害者			N 身体計 (A×2+B +C+(D +E)×0.5)	O 知的計 (F×2+G +H+ (I+J)× 0.5)	P 精神計 (K+L+M× 0.5) (注5)※	障害者数 合計 (N+O+P)	実雇用率	雇用率 達成 企業数	達成企業 の割合
				A 重度身体 障害者	B 重度身体 障害者 以外	C 短時間 重度身体 障害者	D 短時間 重度身体 障害者 以外	E 特定 短時間 重度身体 障害者	F 重度知的 障害者	G 重度知的 障害者 以外	H 短時間 重度知的 障害者	I 短時間 重度知的 障害者 以外	J 特定 短時間 重度知的 障害者	K 精神 障害者	L 短時間 精神 障害者 (注3)※	M 特定 短時間 精神 障害者							
40.0～ 100人未満	R6年	1,042	64,599.0	188	233	28	64	6	45	164	23	84	1	135	320	7	672.0	319.5	458.5	1,450.0	2.24	464	44.5
	R5年	882	57,569.5	165	212	32	50		44	172	24	91		117	155		599.0	329.5	272.0	1,200.5	2.09	433	49.1
100～ 300人未満	R6年	599	91,439.0	290	405	46	56	16	62	293	13	50	6	241	170	23	1,067.0	458.0	422.5	1,947.5	2.13	288	48.1
	R5年	595	90,893.0	291	384	68	85		71	295	19	95		215	287		1,076.5	503.5	502.0	2,082.0	2.29	321	53.9
300～ 500人未満	R6年	120	41,741.0	136	167	28	20	13	39	135	5	30	0	101	36	6	483.5	233.0	140.0	856.5	2.05	44	36.7
	R5年	122	42,724.5	155	178	19	27		38	141	8	19		97	39		520.5	234.5	136.0	891.0	2.09	63	51.6
500～ 1,000人未満	R6年	55	34,406.0	165	160	27	17	9	30	98	3	16	0	110	41	8	530.0	169.0	155.0	854.0	2.48	30	54.5
	R5年	54	33,727.0	167	156	26	15		30	82	5	16		97	31		523.5	155.0	128.0	806.5	2.39	30	55.6
1,000人 以上	R6年	26	55,735.5	242	231	30	30	13	85	345	16	71	8	194	59	34	766.5	570.5	270.0	1,607.0	2.88	14	53.8
	R5年	27	61,108.5	269	256	30	31		88	345	18	73		187	68		839.5	575.5	255.0	1,670.0	2.73	18	66.7
合計	R6年	1,842	287,920.5	1,021	1,196	159	187	57	261	1,035	60	251	15	781	626	78	3,519.0	1,750.0	1,446.0	6,715.0	2.33	840	45.6
	R5年	1,680	286,022.5	1,047	1,186	175	208		271	1,035	74	294		713	580		3,559.0	1,798.0	1,293.0	6,650.0	2.32	865	51.5

(注1) 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

(注2) 「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人の雇用をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてダブルカウントされる。また、「短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者」については1人の雇用で1カウントとしている。
さらに、「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及び「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

(注3) 短時間労働者である精神障害者については、平成30年4月から令和5年3月までは報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者又は報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者については特例該当者として、1人を1カウントとしている。特例該当者以外の精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
令和5年4月以降の精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1カウントとしている。

(注4) A、B、F、G、K欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、C、D、H、I、L欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E、J、M欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

(注5) 精神計の計算式は次のとおり「令和6年6月1日」P = K + L + M × 0.5 , 「令和5年6月1日」P = K + L

第3表 民間企業における産業別障害者雇用状況

区分 産業別	年度	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	身体障害者					知的障害者					精神障害者			N 身体計 (A×2+B+C+(D+E)×0.5)	O 知的計 (F×2+G+H+(I+J)×0.5)	P 精神計 (K+L+M×0.5) (注5)※	障害者数合計 (N+O+P)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
				A 重度身体障害者	B 重度身体障害者以外	C 短時間重度身体障害者	D 短時間重度身体障害者以外	E 特定短時間重度身体障害者	F 重度知的障害者	G 重度知的障害者以外	H 短時間重度知的障害者	I 短時間重度知的障害者以外	J 特定短時間重度知的障害者	K 精神障害者	L 短時間精神障害者(注3)※	M 特定短時間精神障害者							
農、林、漁業	R6年	18	1,597.5	3	3	1	0	0	1	4	1	0	0	5	0	0	10.0	7.0	5.0	22.0	1.38	6	33.3
	R5年	17	1,514.0	5	5	0	0		1	4	1	0		4	0		15.0	7.0	4.0	26.0	1.72	9	52.9
鉱業、採石業、砂利採取業	R6年	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
	R5年	1	45.0	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0	0.0
建設業	R6年	55	4,768.5	19	16	1	2	0	1	4	0	0	0	15	3	0	56.0	6.0	18.0	80.0	1.68	23	41.8
	R5年	48	4,411.0	16	11	2	1		1	3	0	0		14	0		45.5	5.0	14.0	64.5	1.46	20	41.7
製造業	R6年	529	78,133.5	298	357	17	14	4	73	324	5	19	3	230	19	1	979.0	486.0	249.5	1,714.5	2.19	249	47.1
	R5年	491	75,043.5	296	362	16	14		67	313	4	18		203	24		977.0	460.0	227.0	1,664.0	2.22	281	57.2
電気・ガス・熱供給・水道業	R6年	3	209.5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0	0.0	1.0	0.48	0	0.0
	R5年	3	316.0	1	1	0	0		0	0	0	0		1	0		3.0	0.0	1.0	4.0	1.27	1	33.3
情報通信業	R6年	63	7,128.5	19	16	2	1	0	0	1	1	0	0	16	3	1	56.5	2.0	19.5	78.0	1.09	16	25.4
	R5年	57	10,847.5	42	38	2	2		0	2	1	1		39	4		125.0	3.5	43.0	171.5	1.58	14	24.6
運輸業、郵便業	R6年	155	18,196.5	78	109	5	3	1	7	30	2	13	0	31	8	4	272.0	52.5	41.0	365.5	2.01	73	47.1
	R5年	136	19,432.5	67	122	6	3		15	58	1	12		40	8		263.5	95.0	48.0	406.5	2.09	65	47.8
卸売業、小売業	R6年	186	54,121.5	154	170	44	38	21	99	350	19	83	9	142	69	37	551.5	613.0	229.5	1,394.0	2.58	69	37.1
	R5年	171	53,770.0	153	164	33	39		98	325	26	84		121	69		522.5	589.0	190.0	1,301.5	2.42	67	39.2
金融業、保険業	R6年	15	9,691.5	60	46	4	2	1	1	9	0	1	0	30	8	0	171.5	11.5	38.0	221.0	2.28	3	20.0
	R5年	15	9,515.0	60	44	4	3		1	8	2	2		17	9		169.5	13.0	26.0	208.5	2.19	6	40.0
不動産業、物品賃貸業	R6年	22	2,892.5	7	8	0	0	1	1	4	0	2	0	4	0	0	22.5	7.0	4.0	33.5	1.16	5	22.7
	R5年	17	2,631.0	9	7	0	0		1	4	0	1		4	0		25.0	6.5	4.0	35.5	1.35	5	29.4
学術研究、専門・技術サービス業	R6年	48	9,990.0	48	54	3	2	3	2	8	0	1	0	34	3	0	155.5	12.5	37.0	205.0	2.05	23	47.9
	R5年	37	5,982.5	20	27	3	1		2	4	0	0		22	1		70.5	8.0	23.0	101.5	1.70	17	45.9
宿泊業、飲食サービス業	R6年	25	3,321.5	10	7	4	4	0	0	17	2	10	0	4	4	4	33.0	24.0	10.0	67.0	2.02	13	52.0
	R5年	20	2,569.0	10	8	5	5		1	20	1	8		5	3		35.5	27.0	8.0	70.5	2.74	12	60.0
生活関連サービス業、娯楽業	R6年	48	5,465.5	7	23	4	9	1	4	16	0	3	1	3	8	6	46.0	26.0	14.0	86.0	1.57	17	35.4
	R5年	47	6,686.5	14	19	5	7		5	19	3	7		10	10		55.5	35.5	20.0	111.0	1.66	22	46.8
教育、学習支援業	R6年	35	4,602.5	18	15	3	2	2	1	1	1	0	0	10	2	0	56.0	4.0	12.0	72.0	1.56	13	37.1
	R5年	32	4,367.0	19	14	3	1		1	1	1	1		7	1		55.5	4.5	8.0	68.0	1.56	14	43.8
医療、福祉	R6年	450	62,428.5	212	263	53	82	14	56	222	26	104	1	194	482	21	788.0	412.5	686.5	1,887.0	3.02	244	54.2
	R5年	416	60,140.0	221	240	78	96		60	218	33	148		154	436		808.0	445.0	590.0	1,843.0	3.06	243	58.4
複合サービス業	R6年	21	4,778.5	16	15	3	3	2	3	7	2	5	0	14	3	2	52.5	17.5	18.0	88.0	1.84	4	19.0
	R5年	20	5,556.5	26	14	2	3		4	12	0	2		17	5		69.5	21.0	22.0	112.5	2.02	8	40.0
サービス業(他に分類されないもの)	R6年	169	20,594.5	72	93	15	25	7	12	38	1	10	1	49	14	2	268.0	68.5	64.0	400.5	1.94	82	48.5
	R5年	152	23,195.5	88	110	16	33		14	44	1	10		55	10		318.5	78.0	65.0	461.5	1.99	81	53.3
合計	R6年	1,842	287,920.5	1,021	1,196	159	187	57	261	1,035	60	251	15	781	626	78	3,519.0	1,750.0	1,446.0	6,715.0	2.33	840	45.6
	R5年	1,680	286,022.5	1,047	1,186	175	208		271	1,035	74	294		713	580		3,559.0	1,798.0	1,293.0	6,650.0	2.32	865	51.5

(注1) 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

(注2) 「重度身体障害者又は重度知的障害者」については、1人の雇用をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてダブルカウントされる。また、「短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者」については1人の雇用で1カウントとしている。さらに、「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及び「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

(注3) 短時間労働者である精神障害者については、平成30年4月から令和5年3月までは報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者又は報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者については特例該当者として、1人を1カウントとしている。特例該当者以外の精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。令和5年4月以降の精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1カウントとしている。

(注4) A、B、F、G、K欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、C、D、H、I、L欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E、J、M欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

(注5) 精神計の計算式は次のとおり「令和6年6月1日」P = K + L + M × 0.5 , 「令和5年6月1日」P = K + L

第4表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分 規模別	法定雇用率 未達成企業の数	未達成企業のうち障害者の数が0人である企業数					未達成企業のうち 障害者の数が 0人である企業数
		うち0.5人又は1人不足	うち1.5人又は2人不足	うち2.5人又は3人不足	うち3.5人又は4人不足	うち4.5人又は5人以上不足	
計	1,002	694	179	65	38	26	562
	100.0%	69.3%	17.9%	6.5%	3.8%	2.6%	56.1%
40.0~100人未満	578	531	47	0	0	0	517
	100.0%	91.9%	8.1%	0.0%	0.0%	0.0%	89.4%
100~300人未満	311	138	110	41	18	4	43
	100.0%	44.4%	35.4%	13.2%	5.8%	1.3%	13.8%
300~500人未満	76	17	19	17	14	9	2
	100.0%	22.4%	25.0%	22.4%	18.4%	11.8%	2.6%
500~1,000人未満	25	4	2	7	5	7	0
	100.0%	16.0%	8.0%	28.0%	20.0%	28.0%	0.0%
1,000人以上	12	4	1	0	1	6	0
	100.0%	33.3%	8.3%	0.0%	8.3%	50.0%	0.0%

※比率の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

2 茨城県の機関及び市町村における任免状況

都道府県及び市町村の障害者任免状況通報対象機関（法定雇用率2.8%）は、算定基礎職員数36.0人以上の機関を通報対象としたものである。

茨城県の機関の通報対象は5機関で、在職している障害者数は267.5人、実雇用率は3.54%、市町村の通報対象は52機関で、在職している障害者数は804.0人、実雇用率は2.83%となっている。

また、都道府県の教育委員会（法定雇用率2.7%）は、算定基礎職員数37.5人以上の機関を通報対象としたものである。

茨城県教育委員会では、在職している障害者数は556.5人、実雇用率は2.89%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第5表 県の機関の任免状況

区分 機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	7,562.5 (7469.5)	267.5 (242.5)	3.54 (3.25)	0.0 (0.0)	()内は、令和5年6月1日現在の数値。
茨城県知事部局	5,934.0	215.5	3.63	0.0	
茨城県病院局	700.5	21.0	3.00	0.0	
茨城県企業局	211.5	8.0	3.78	0.0	
茨城県議会事務局	46.5	3.0	6.45	0.0	
茨城県警察本部	670.0	20.0	2.99	0.0	

第6表 県教育委員会の任免状況

区分 機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
茨城県教育委員会	19,229.5 (19,126.0)	556.5 (504.0)	2.89 (2.64)	0.0 (0.0)	()内は、令和5年6月1日現在の数値。

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数を切り捨て)から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

第7表 市町村の任免状況

区分		① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
機関名						
計		28,444.5 (28021.0)	804.0 (764.5)	2.83 (2.73)	14.5 (3.0)	()内は、令和5年6月1日現在の数値。
1	水戸市役所	1,295.5	36.0	2.78	0.0	
2	水戸市教育委員会	165.0	7.0	4.24	0.0	
3	水戸市上下水道局	186.0	5.0	2.69	0.0	
4	ひたちなか市役所	1,496.5	41.5	2.77	0.0	特例認定あり。
5	那珂市役所	644.5	19.5	3.03	0.0	特例認定あり。
6	茨城町役場	384.5	11.5	2.99	0.0	特例認定あり。
7	大洗町役場	195.5	8.5	4.35	0.0	教育委員会は36.0人未満のため調査対象外。
8	城里町役場	264.0	7.0	2.65	0.0	特例認定あり。
9	東海村役場	699.5	17.0	2.43	2.0	特例認定あり。令和6年10月1日現在で、障害者数20.0人、実雇用率2.86%、不足数0.0人となっている。
10	笠間市役所	934.0	27.0	2.89	0.0	特例認定あり。
11	日立市役所	1,635.5	48.0	2.93	0.0	特例認定あり。
12	筑西市役所	705.0	16.0	2.27	3.0	特例認定あり。令和6年10月1日現在で、障害者数21.0人、実雇用率2.97%、不足数0.0人となっている。
13	結城市役所	353.5	9.0	2.55	0.0	
14	結城市教育委員会	38.0	1.0	2.63	0.0	
15	桜川市役所	551.0	14.0	2.54	1.0	特例認定あり。令和6年12月1日現在で、障害者数15.0人、実雇用率2.73%、不足数0.0人となっている。
16	下妻市役所	541.0	19.0	3.51	0.0	特例認定あり。
17	八千代町役場	227.5	6.5	2.86	0.0	特例認定あり。
18	土浦市役所	1,094.5	32.5	2.97	0.0	特例認定あり。
19	つくば市役所	2,191.0	62.5	2.85	0.0	特例認定あり。
20	かすみがうら市役所	390.5	8.5	2.18	1.5	特例認定あり。令和6年10月9日現在で、障害者数10.5人、実雇用率2.69%、不足数0.0人となっている。
21	阿見町役場	548.5	17.0	3.10	0.0	特例認定あり。
22	古河市役所	1,120.5	35.0	3.12	0.0	特例認定あり。
23	境町役場	340.0	10.5	3.09	0.0	特例認定あり。
24	五霞町役場	103.0	2.0	1.94	0.0	教育委員会は36.0人未満のため調査対象外。
25	常総市役所	494.5	13.5	2.73	0.0	特例認定あり。
26	守谷市役所	640.0	17.0	2.66	0.0	特例認定あり。
27	坂東市役所	603.5	16.0	2.65	0.0	特例認定あり。
28	つくばみらい市役所	453.0	15.0	3.31	0.0	
29	つくばみらい市教育委員会	145.5	5.0	3.44	0.0	
30	石岡市役所	795.5	23.0	2.89	0.0	特例認定あり。

区分 機関名		① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
31	小美玉市役所	422.0	12.0	2.84	0.0	特例認定あり。
32	常陸大宮市役所	575.0	15.5	2.70	0.5	特例認定あり。令和6年8月7日現在で、障害者数16.5人、実雇用率2.85%、不足数0.0人となっている。
33	常陸太田市役所	635.5	16.0	2.52	1.0	特例認定あり。令和6年9月11日現在で、障害者数17.0人、実雇用率2.66%、不足数0.0人となっている。
34	大子町役場	238.5	8.0	3.35	0.0	教育委員会は36.0人未満のため調査対象外。
35	龍ヶ崎市役所	618.0	18.0	2.91	0.0	特例認定あり。
36	取手市役所	895.5	26.0	2.90	0.0	特例認定あり。
37	牛久市役所	649.5	21.0	3.23	0.0	特例認定あり。
38	稲敷市役所	552.0	17.0	3.08	0.0	特例認定あり。
39	利根町役場	221.0	4.0	1.81	2.0	特例認定あり。令和6年10月1日現在で、障害者数6.0人、実雇用率2.74%、不足数0.0人となっている。
40	河内町役場	100.0	2.0	2.00	0.0	
41	河内町教育委員会	46.0	1.0	2.17	0.0	
42	美浦村役場	190.0	4.0	2.11	1.0	特例認定あり。令和6年12月24日時点において、障害者数6.0人、実雇用率3.13%、不足数0.0人見込みとなっている。
43	高萩市役所	330.5	9.0	2.72	0.0	特例認定あり。
44	北茨城市役所	499.0	14.0	2.81	0.0	特例認定あり。
45	鹿嶋市役所	749.5	21.0	2.80	0.0	特例認定あり。
46	潮来市役所	324.5	8.0	2.47	1.0	特例認定あり。令和6年12月1日現在で、障害者数9.0人、実雇用率2.75%、不足数0.0人となっている。
47	神栖市役所	1,051.0	30.0	2.85	0.0	特例認定あり。
48	行方市役所	431.5	12.0	2.78	0.0	特例認定あり。
49	銚田市役所	494.0	12.5	2.53	0.5	特例認定あり。令和6年12月1日現在で、障害者数15.0人、実雇用率2.73%、不足数0.0人となっている。
50	取手地方広域下水道組合	50.0	0.0	0.00	1.0	令和7年1月1日時点において、障害者数1.0人、実雇用率1.96%、不足数0.0人見込みとなっている。
51	茨城県南水道企業団	67.0	1.0	1.49	0.0	
52	さしま環境管理事務組合	68.0	1.0	1.47	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

4 特例認定とは、市町村長部局及び教育委員会等機関の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に限り、特例的に、教育委員会等の機関に勤務する職員を当該市町村長部局に勤務する職員とみなすものである。

3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.8%）

県内に本部を置く算定基礎労働者数36.0人以上の法人を報告対象としたものである。
報告対象は17法人で、雇用されている障害者数は782.0人、実雇用率は3.16%となっている。
以下詳細については、次表のとおりである。

第8表 独立行政法人等の雇用状況

法人名	区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計		24,757.5 (24,674.0)	782.0 (749.0)	3.16 (3.04)	0.0 (0.0)	()内は、令和5年6月1日現在の数値。
1	独立行政法人 教職員支援機構	72.0	4.0	5.56	0.0	
2	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	4,035.0	114.5	2.84	0.0	
3	国立研究開発法人 物質・材料研究機構	1,248.5	36.5	2.92	0.0	
4	国立研究開発法人 防災科学技術研究所	354.0	10.0	2.82	0.0	
5	国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター	292.0	8.5	2.91	0.0	
6	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構	4,567.5	143.0	3.13	0.0	
7	国立研究開発法人 森林研究・整備機構	1,222.5	45.0	3.68	0.0	
8	国立研究開発法人 建築研究所	142.0	6.0	4.23	0.0	
9	国立研究開発法人 土木研究所	593.0	19.0	3.20	0.0	
10	国立研究開発法人 国立環境研究所	810.0	25.0	3.09	0.0	
11	国立研究開発法人 産業技術総合研究所	5,297.5	167.5	3.16	0.0	
12	国立大学法人 茨城大学	640.5	19.0	2.97	0.0	
13	国立大学法人 筑波大学	3,960.0	114.5	2.89	0.0	
14	国立大学法人 筑波技術大学	137.0	28.5	20.80	0.0	
15	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	985.0	29.0	2.94	0.0	
16	茨城県道路公社	74.5	2.0	2.68	0.0	
17	地方独立行政法人 茨城県西部医療機構	326.5	10.0	3.06	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。